

◆「民事訴訟管理センター」からの架空請求ハガキは無視してください！

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 そ355

この度御通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談に関しましては当局にて受け届っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年4月 日

民事訴訟管理センター

〒102-8888

東京都千代田区九段南1-

消費者相談窓口 03-

受付時間 9:00～20:00

△送付されているハガキ見本
(国民生活センターホームページより)

「民事訴訟管理センター」と名乗る機関からハガキが届いたとして全国の消費生活センター等に寄せられた相談が今年3月下旬から急増しています。

消費者に、過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、それに関して「裁判所に訴訟が提出された」「給与、動産物、不動産物の差し押さえ」などと脅して不安にさせたとうえで、訴訟の取り下げなどについて相談するよう、誘導しています。

消費者が「民事訴訟管理センター」に連絡をしたところ、弁護士を名乗るものを紹介され、最終的にはコンビニでプリペイドカードを購入し、お金を支払ってしまったとの相談も寄せられています。

「民事訴訟管理センター」からハガキが届いても、決して相手に連絡せず、支払わずに無視してください。

不安を感じたり対処に困ったりした場合には、大阪市消費者センター等(消費者ホットライン188(いやや))に相談してください。

※参考リンク 国民生活センター 発表情報

[「民事訴訟管理センター」からの架空請求ハガキは無視してください！](#)

◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)

●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188(いやや!）」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日10時～17時、12/29～1/3を除く



消費生活相談窓口

5月は**消費者月間**です！「行動しよう 消費者の未来へ」

平成29年度消費者月間の統一のテーマ

メインキャラクター

エルちゃん

